

くらしと憲法 分科会報告

「分科会テーマ」格差社会を越えて未来へ、今こそ暮らしの中に憲法を

参加団体： 42 団体
参加者： 70 名（実行委員含む）

今年度の「くらしと憲法」分科会では、格差が拡大してワーキングプアと呼ばれる貧困層が増加している現状を捉えて、労働現場や日常の生活において、憲法に明記されている権利が保障されているのか、経済的な側面から憲法問題にアプローチすることを目的として、「格差社会を越えて未来へ、今こそ暮らしの中に憲法を」というテーマを設定して、70名の参加を得て開催しました。



首都圏青年ユニオン書記長の河添誠さんからは、「『貧困』と『労働基準法以下の労働条件の拡大』と対応する運動を～憲法25条と28条をくらしの中に」として、憲法が全く無視されている若者の労働現場の実態について、最低限の労働条件の底が抜けた労働環境では、「残業代未払い」「有給休暇なし」「社会保険・雇用保険未加入」という違法の3点セットがまかり通っているが、こうした中でも誰もが加入できるユニオンとして、若者たち自身が団体交渉等により、権利を獲得するために立ち上がっている様子が報告されました。

全国青年司法書士協議会（憲法委員会委員長）の澤田章仁さんからは、「生きる権利と憲法」として、貧困のため生活に苦しむ人々に対して、行政側は十分な対応を行っていないこと、生活保護は申請が受理されないことが大半で、せつかく受けることができたとしても、辞退を強要されるなどの事例や、憲法第25条をプログラム規定とするのではなく、生活保護等の施策は生存権の具体化であり、生きるための人権の主張であるとの報告がありました。

最後に、立正大学法学部教授の金子勝さんからは、「生きる権利と日本国憲法～憲法の語り部となるために」と題して講演をいただきました。憲法を無視する政治により国民の生活全般が脅かされているが、今こそ「平和的福祉国家」をめざすべきである。憲法9条は多くの国から高い評価を受けており、みんなが憲法の大切さを伝える活動を広げることが重要との指摘をいただきました。

今回の3名の方からのお話を通して、私たちは現在の憲法の理念をより理解して、暮らしの中で息づかせる必要があるということを改めて実感しました。